

令和元年度第2回 静岡地域医療協議会
令和元年度第2回 静岡地域医療構想調整会議

日時 令和元年9月30日(月)午後7時15分
場所 静岡市静岡医師会講堂

次 第

○共通 議題・報告事項

- 1 医師の働き方改革等を踏まえた今後の医療提供体制の在り方
- 2 医師確保計画
- 3 外来医療計画
- 4 静岡圏域における病床の増減
 - (1) 静岡済生会病院の医療福祉センター児童部との合併
 - (2) 片山レディースクリニック有床診療所の設置
 - (3) 広野病院の介護医療院への転換
 - (4) 望月産婦人科医院の減床
 - (5) 東新田福地診療院の減床

○協議会 議題・報告事項

- 1 がん診療連携拠点病院(高度型)

○調整会議 議題・報告事項

- 1 地域医療構想「具体的対応方針の再検証の要請」の概要
- 2 療養病床転換意向調査結果
- 3 地域医療介護総合確保基金

配布資料	座席表、構成員名簿、設置要綱
資料1	医師確保計画の策定について
資料2	外来医療計画の策定について
資料3	静岡圏域における病床の増減
資料4	がん診療連携拠点病院(高度型)の推薦について
資料5	地域医療構想「具体的対応方針の再検証の要請」の概要
資料6	療養病床転換意向等調査結果
資料7	地域医療介護総合確保基金(医療分)
別冊	医師の働き方改革等を踏まえた今後の医療提供体制の在り方

座席表

溝口委員 萩原委員 相川委員 中田委員 水野委員 藤井委員 田中委員

名波委員						宮下委員
前田委員						石川委員
坂本委員						磯部委員
西ヶ谷委員						牛之濱委員
村田委員						柴田委員
瀧委員						秋山委員
坪井委員						土谷委員
深津委員						片山委員
遠藤委員						日野委員
毛利会長						村上委員

竹内特任准教授 小林特任教授 鈴木医療健康局長 岩間委員 袴田委員 酒井所長 加治委員 鈴木委員

静岡地域医療構想調整会議、静岡地域医療協議会委員

No	所属団体名	役職	氏名	調整会議	協議会	摘要
1	静岡市静岡医師会	会長	袴田 光治	○	○	
2	静岡市清水医師会	会長	村上 仁	○	○	
3	庵原医師会	会長	日野 昌徳	○	○	
4	静岡市静岡歯科医師会	会長	片山 貴之	○	○	
5	静岡市清水歯科医師会	会長	土谷 尚之	○	○	
6	静岡市薬剤師会	会長	秋山 欣三	○	○	
7	清水薬剤師会	会長	柴田 昭	○	○	
8	静岡県看護協会(静岡支部)	支部長	牛之濱 千穂子	○		
9	静岡赤十字病院	院長	磯部 潔	○	○	
10	静岡済生会総合病院	院長	石山 純三	○	○	
11	地方独立行政法人静岡市立静岡病院	理事長	宮下 正	○	○	
12	静岡県立総合病院	院長	田中 一成	○	○	
13	静岡市立清水病院	院長	藤井 浩治	○	○	
14	JA静岡厚生連静岡厚生病院	院長	水野 伸一	○	○	
15	JA静岡厚生連清水厚生病院	院長	中田 恒	○	○	
16	独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院	院長	相川 竜一	○	○	
17	静岡県慢性期医療協会(白萩病院) 静岡県老人保健施設協会(萩の里)	理事長	萩原 秀男	○		
18	静岡県精神科病院協会(溝口病院)	会長	溝口 明範	○		
19	静岡県保険者協議会 (全国健康保険協会静岡支部)	企画総務グループ長	名波 直治	○		
20	静岡県老人福祉施設協議会 (特別養護老人ホーム 蜂ヶ谷園)	施設長	前田 万正	○		
21	静岡県立こども病院	院長	坂本 喜三郎		○	
22	共立蒲原総合病院	院長	西ヶ谷 和之		○	
23	静岡市消防局	局長	村田 吉伸		○	
24	静岡市葵区自治会連合会	会長	瀧 義弘		○	
25	静岡市駿河区自治会連合会長	会長	坪井 英明		○	
26	静岡市清水区自治会連合会長	会長	高山 茂宏		○	欠席
27	静岡市婦人団体連絡会長	会長	深津 弘子		○	
28	静岡市老人クラブ連合会長	会長	遠藤 日出夫		○	
29	静岡市保健福祉長寿局	保健衛生医療部長	鈴木 宏和	○	○	
30	静岡市保健所	所長	加治 正行	○	○	
31	静岡県中部保健所	所長	岩間 真人	○	○	
	静岡県病院協会	会長	毛利 博	オブザーバー		
	浜松医科大学	特任教授	小林 利彦	オブザーバー		
	浜松医科大学	特任准教授	竹内 浩視	オブザーバー		

静岡地域医療協議会設置要綱

(設置)

第1条 静岡県保健医療計画（以下「計画」という。）に基づき、静岡圏域に静岡地域医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、計画に基づく医療供給体制の整備充実に関する必要な事項を協議する。

(会長及び委員)

第3条 協議会の会長は、中部保健所長を充てる。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、必要と認める者を会長が委嘱する。

- (1) 市の保健衛生行政を代表する者
- (2) 郡市医師会長、郡市歯科医師会長及び薬剤師会郡市支部長
- (3) 国立、公立、公的病院等の長
- (4) 医療を受ける立場にある者
- (5) その他関係機関若しくは団体の代表又はそれに準ずる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会に所属する委員は、会長が指名する。

3 部会は、会長が招集し、会議の議長となる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 会長は、協議会及び部会を開催したときは、速やかに協議結果を静岡県健康福祉部長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、中部健康福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成23年7月28日から施行する。

静岡地域医療構想調整会議 設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第30条の14第1項に定める「協議の場」として静岡地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 地域医療構想の推進に向けた取組（地域医療介護総合確保基金事業等）に関する事項
- (4) その他、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 調整会議は、静岡県中部保健所長が委嘱する委員をもって構成する。

2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 議長は、調整会議の会務を総理する。

4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 調整会議は議長が招集する。ただし、設置後最初の調整会議は、静岡県中部保健所長が招集する。

(議事)

第6条 議長は会議を主宰する。

2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで開催することができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、静岡県中部保健所地域医療課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。